

平成 28 年 6 月 9 日 決定  
兵庫県健康福祉部健康局医務課

## 病床配分に係る事務処理要領

### 1 趣旨

この要領は、兵庫県保健医療計画（以下「保健医療計画」という。）の推進と医療法第 7 条に基づく病院開設許可等事務の円滑な処理のため、病床配分手続を定めるものとする。

### 2 病床配分の基本方針

- (1) 保健医療計画の推進を目的として、各 2 次保健医療圏域（以下「圏域」という。）の健康福祉推進協議会等（以下「協議会」という。）における審議に基づき病床配分を行うものとする。
- (2) 圏域で病床配分の手続を行うか否かは、保健医療計画における圏域の重点推進方策に照らして協議会において検討し、決定するものとする。
- (3) 新たに病院開設、診療所病床設置又は増床を予定している者は、「病院開設許可等事務に関する事前協議事務処理要領」（以下「事前協議要領」という。）第 4 に定める事前協議書の提出に先立ち、病床配分を受けるものとする。
- (4) 病床は圏域の共有財産であることに鑑み、配分手続の公平性と配分された病床の確実な利用を担保するため、下記の事項に留意して配分手続を進めるものとする。

### 3 病床配分に係る手続

#### (1) 募集

- ア 対象者は、病院若しくは診療所の開設者又はその予定者とする。
- イ 病床配分応募の受付期間は概ね 1 ヶ月とする。
- ウ 応募計画の実現性を厳格に審査するため、別紙 1 の様式程度の資料を提出させるものとする。
- エ 募集の公平性を担保するため、別紙 2 の文例を参考に県民局ホームページ等を作成し、広く周知するものとする。
- オ 募集にあたっては、次のことを明示することとする。
  - (ア) 病床配分は、保健医療計画における圏域の課題の解決に資する応募に対して優先的に行うものであること
  - (イ) 配分された病床について平成 30 年 3 月 31 日までに次表に定める許可（以下「病院開設等の許可」という。）を得られない場合は、配分された病床の返還を求めることがあること

区 分	得るべき許可
① 病院又は診療所の新規開設のための病床配分	医療法第 7 条第 1 項に基づく開設許可 (診療所にあつては、これに加えて医療法第 7 条第 3 項に基づく診療所病床設置許可)
② 無床診療所の有床化のための病床配分	医療法第 7 条第 3 項に基づく診療所病床設置許可
③ 病院又は診療所の既存病床の増床のための病床配分	医療法第 7 条第 2 項又は第 3 項に基づく病床数変更許可

- (ウ) 病院開設等の許可の日から6か月以内に着工しない場合は、当該病院開設等の許可の取下げ及び配分された病床の返還を求めることがあること
- (エ) 配分された病床に対しては、医療法第7条5項に定める許可の際に、同法に基づき、特定の医療を提供するよう条件を付することがあること
- カ 平成15年度以降に医療施設近代化施設整備事業補助金を受けた病院については、応募前に、増床の可否について兵庫県健康福祉部健康局医務課（以下単に「医務課」という。）と協議を行うよう指導するものとする。

## (2) 審査

- ア 協議会を開催し、応募者によるプレゼンテーション等を踏まえた上で、次の項目について十分議論を尽くした上で、協議会において配分先及び病床数を決定するものとする。
  - (ア) 保健医療計画における圏域の重点推進方策に沿い、課題の解決に資するものであること
  - (イ) 地域医療構想(医療法第30条の4第2項第7号)に掲げる病床機能区分ごとの将来の病床数の実現に支障がないこと(ただし(ア)の課題解決を優先するべき場合は除く)
  - (ウ) 応募者が十分な資力を有し、病床整備に係る具体的な資金計画があること
  - (エ) 移転・増築等で土地取得を伴う場合は、具体的な取得計画があること
  - (オ) 病床整備に伴う人員確保の計画があること
  - (カ) その他
    - a 医療監視における指導・指摘事項への対応状況
    - b 過去の病床整備における配分の有無及び事業計画の遂行状況
    - c 都市計画法、国土利用計画法、都市再開発法、農地法等関係法令との調整が求められる場合の調整状況
- イ 病床配分にあたり配分される病床数が申請数より少なくなる可能性がある場合は、質疑等においてあらかじめ応募者に配分される病床数の減少の可否を確認するものとする。

## (3) 配分決定後

- ア 病床配分の決定後、協議会を所管する健康福祉事務所等は、別紙3の書式例を参考に医務課あて報告するものとする。
- イ 事前協議要領に基づき速やかに事前協議書を提出させ、地元市町、地元医師会及び協議会の意見書を添付して医務課に進達するものとする。
- ウ 事前協議書の提出がない場合は、配分後の経過期間に応じて下記のとおり対応するものとする。
  - (ア) 配分後3ヶ月が経過した段階  
進捗状況を確認する。
  - (イ) 配分後6ヶ月が経過した段階
    - a 準備(資金調達、図面作成、建築確認等)が具体的に進められている場合  
スケジュールを提出させ、以後、随時確認の上、事前協議書を提出するよう指導する。
    - b 準備が具体的に進められていない場合
      - ①配分された病床の返還 及び②計画実現の目処が立った段階での再度の応募を行うよう強く指導する。
- エ 医務課において、事前協議書により計画全体について審査するものとする。